

小松島市物価高騰対応住民税均等割世帯臨時特別給付金のお知らせ

電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を鑑み、住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給します。

住民税均等割世帯に対する給付金

支給対象世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で小松島市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯(住民税均等割のみ課税世帯)

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯や住民税非課税世帯(7万円給付金の対象世帯)として給付金を受給した世帯は対象外です。

支給額 1世帯あたり10万円

ただし、小松島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金で3万円を受給した世帯においては、支給額が7万円になります。

手続方法

2月中旬頃、給付内容が書かれた確認書を送付しています。確認書に必要な事項を記入のうえ、返信用封筒でご返送ください(切手不要)。

返送期限 5月31日(金) 必着

給付金の支給時期:市が確認書を受領してから3週間程度が目安です。

低所得の子育て世帯 こども加算給付について

支給対象世帯

令和5年度小松島市住民税非課税世帯臨時特別給付金(7万円)または、上記特別給付金の給付対象であり、基準日時点で、18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降)を扶養している世帯

支給額 児童1人あたり5万円

手続方法

対象と思われる方には、2月下旬より順次案内を送付しています。支給のスケジュールなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※令和5年12月2日以降に生まれた新生児や、別世帯であるが扶養している児童がいる場合は、本給付金の対象となる場合があります。この場合は、申請が必要となりますので、市児童福祉課までご連絡ください。

申請・問 ◎市臨時特別給付金担当 ☎38・7710 / FAX32・3738
✉ kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp
◎市児童福祉課 ☎32・2114 / FAX32・3738
(子育て世帯こども加算給付について)
(受付時間:午前8時30分から午後5時15分 平日のみ)

振り込み詐欺にご注意ください

給付金の支給にあたり、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。もし不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市役所や最寄りの警察署にご連絡ください。

徳島ファミリー・サポート・センター依頼・提供会員出張説明登録会を実施

徳島ファミリー・サポート・センターでは、地域で子育ての支援をするために、依頼会員(育児の援助を受けたい人)と提供会員(育児の援助を行いたい人)が会員登録をし、育児の相互援助活動(有償)を行っています。

会員登録は無料です。登録を希望される方は、保護者の身分を証明できるもの(運転免許証等)をご持参ください。「病児・病後児預かりサポート」についてもご相談いただけます。すでに会員登録をされている方も、利用についてのご相談がありましたらぜひお越しください。

※提供会員はどなたでもなれますが、24時間程度の講習会の受講が必要です。

■日程 3月22日(金) ■時間 午前10時から11時30分まで ■場所 あいさい広場内フードコート

問 ◎徳島ファミリー・サポート・センター ☎088・611・1551 / FAX088・611・3323
ホームページ <https://www.fami-sapo.jp>
◎市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114 / FAX32・3738
✉ jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp



問
||
お問い合わせ先

